

特定健康診査(国保以外)のお知らせ ～受診方法ついて～

- ①加入されている医療保険者(保険証の発行元)から「特定健康診査受診券」の交付を受けます。受診券の交付には、申請が必要になる場合もあります。ご加入の医療保険者へお問い合わせください。

問い合わせ先

あなたの保険証の保険者名称をご確認ください。
全国健康保険協会〇〇支部…加入者ご本人の事業所や協会けんぽへ
〇〇健康保険組合…加入者ご本人の事業所へ
〇〇共済組合…加入者ご本人の職場へ

- ②受診場所・健診費用(自己負担額)をご確認ください。日程や自己負担額を事前に確認してください。検査内容や自己負担額は、加入している医療保険者によって異なります。

- ③受診日に持参するものは次のとおりです。
「特定健康診査受診券」「保険証」「健診費用(自己負担額)」
また、前年の結果をお持ちの方は「前年度の健診結果通知書」をお持ちください。

特定健康診査を受けるまでのステップ

- ① 40歳から74歳までの方
- ② 特定健康診査の対象となります。保険証の「保険者名称」をご確認ください。
- ③ 全国健康保険協会(協会けんぽ) 健康保険組合 共済組合 など
- ④ 加入している健康保険の実施する特定健康診査の対象となります。詳しくは、医療保険者に確認のうえ、集団健診や医療機関で受診してください。



医療機関(病院・薬局)を受診するときは…



現在、休日や夜間において、軽症の患者さんの救急医療への受診が増加し、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたすケースが発生しています。医療機関・薬局を受診するときには、以下のことに留意しましょう。

休日・夜間

- ・休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。休日や夜間に受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないのか、もう一度考えてみましょう。
- ・夜間・休日にお子さんの急な病気で心配になったら、まず、小児救急電話相談(＃8000)の利用を考えましょう。小児科の医師や看護師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方などのアドバイスが受けられます。

その他

- ・かかりつけの医師を持ち、気になることがあったらまずはかかりつけの医師に相談しましょう。
- ・同じ病気で複数の医療機関を受診することは、控えましょう。医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬によりかえって体に悪影響を与えてしまうなどの心配もあります。今受けている治療に不安などがあるときには、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。
- ・薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。(薬のもらいすぎに注意しましょう。)
- ・薬は飲み合わせによっては、副作用を生じることがあります。お薬手帳の活用などにより、既に処方されている薬を医師や薬剤師に伝え、飲み合わせには注意しましょう。
- ・後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品と同等の効能効果を持つ医薬品であり、費用が先発医薬品よりも安くすみます。「ジェネリック医薬品希望カード」を医療機関や薬局に提示することなどにより、後発医薬品の利用について相談にのってもらうことができます。